

平成 17 年 10 月 31 日

財 務 省

日・印租税条約改正交渉の基本合意について

- 1．日本とインド共和国との間の租税条約（「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約」（平成元年条約第 8 号））については、本年 1 月の両国の財務大臣会談において、改正のための正式交渉を開始する旨の合意をしたことを受け、その後累次にわたり交渉が行われた結果、今般基本合意に至りました。
- 2．今般の基本合意は、議定書により、現行条約の内容を部分的に改めるものであり、日印両国の経済関係の重要性を踏まえ、投資交流の促進を図るものです。

議定書においては、日印間の配当、利子及び使用料・技術上の役務に対する料金の限度税率を一律 10%へと引き下げること、並びにみなし外国税額控除規定を削除することとなります。
- 3．今後、両国政府部内における必要な手続を経た上で署名が行われ、議定書の内容が確定することとなります。その後、国会での承認を経て、外交公文の交換を行うことにより、議定書が発効することとなります。

連絡・問い合わせ先：主税局参事官室

TEL：03-3581-4111（ex 5007、5335）